

令和元年度第 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年 5 月 2 1 日

担当部・課：選挙管理委員会事務局〔内線 5 8 2 1〕

①件 名			
石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬額の変更について			
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）			
<p>【背景及び目的】</p> <p>石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬額については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に示されている単価を根拠として定めているが、同法律に示されている報酬の単価が改正されたことに伴い、当市で定めている報酬額を変更するもの。</p>			
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性			
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 9 号） ・石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年石巻市条例第 3 9 号） <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>			
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）			
<p>令和元年 5 月 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正 （令和元年 5 月 1 5 日施行） 第 7 回石巻市選挙管理委員会において条例改正案を報告</p>			
⑤主要内容			
選挙長等の報酬額を次のとおり変更する。			
種 別	区 分	報酬額	
		変更後	変更前
選挙長	勤務 1 回につき	1 0, 8 0 0 円	1 0, 6 0 0 円
投票所の投票管理者		1 2, 8 0 0 円	1 2, 6 0 0 円
期日前投票所の投票管理者		1 1, 3 0 0 円	1 1, 1 0 0 円
開票管理者		1 0, 8 0 0 円	1 0, 6 0 0 円
投票所の投票立会人		1 0, 9 0 0 円	1 0, 7 0 0 円
期日前投票所の投票立会人		9, 6 0 0 円	9, 5 0 0 円
選挙立会人、開票立会人		8, 9 0 0 円	8, 8 0 0 円
外部立会人	勤務 1 日につき	1 0, 9 0 0 円	1 0, 7 0 0 円

<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>1 選挙当たり10～15万円の報酬支給額の増額が見込まれる。（現行予算内で対応）</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>選挙長等の報酬額については、宮城県及び県内各市においても国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に示されている単価としていることから、同法の改正により報酬額の改正が議会に提案される見込みである。</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和元年6月 市議会第2回定例会へ石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行）</p>
<p>⑨その他</p>